

総括基準（減収分（逸失利益）の算定と利益率について）

（総括基準）

中間指針第7の1又は第7の4に基づく風評被害による減収分（逸失利益）については、福島県内に所在する同業者が中間指針第7の4に基づき東京電力に対して直接請求をする場合において、中小企業実態基本調査に基づく平均利益率32%を利用して損害額の算定をすることを東京電力が許容しているときには、当センターにおいては、平均利益率32%を用いて損害額の算定をするものとする。ただし、被害者により有利な損害額の算定方法を用いることを妨げない。

（理由）

風評被害による減収分（逸失利益）の算定については、被害者と東京電力との間の和解交渉（直接請求）において、東京電力が製造業の平均利益率32%を用いて損害額の算定をすることを認めている場合がある。信頼性のある統計数値（中小企業庁の中小企業実態基本調査に基づく平均利益率）を用いることは、一つの合理的な損害算定方法であり、莫大な数の案件の大量処理が必要な場合などには、紛争全体の適正迅速な解決を容易にする効果をもたらすという優れた方法である。また、被害者と東京電力との間の和解交渉（直接請求）において東京電力が許容している損害算定方法を、和解交渉の延長に当たる当センターの和解仲介手続において東京電力が否認することは、被害者が当センターへの申立てをためらうことの原因となり、賠償問題の解決システムの円滑な運用を阻害するとも考えられる。したがって、直接請求において平均利益率を用いる損害算定を賠償義務者が許容しているときには、被害者により有利な損害算定方法がある場合を除き、当センターにおいても同様の方法を用いるのが相当である。
以上